◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○枝野委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

この際、長妻昭さんから関連質疑の申出があります。本庄さんの持ち時間の範囲内でこれを許します。長妻昭さん。

○長妻委員　よろしくお願いをいたします。長妻昭です。

高市総理とは、同学年で、親が警察官、これも共通しておりますが、思想、信条は相当違うと思いますが、ただ、日本をよくするという思いは一緒だと思いますので、私も前向きの提言をしますので、是非、いい答弁をお願いをいたします。総理のみに基本的な質問をしますので、お答えいただければと思います。

まず、私は、日本の、人の、なかなか、労働生産性を含めて、沈滞という、賃金が物価を上回らないということも含めて、やはり、人権格差、多様性を軽んじる政治がずっと続いてきたことに大きな問題があると思うんですね。人への投資が非常に薄過ぎる。やはり、人への投資や未来への投資をして社会や経済を発展させるというところにもっと注力しなきゃいけない。成長戦略はもちろんいいんですけれども、これをやるのは全部人間なんですね。その人間の基盤がきちっとなっていないと、成長戦略も絵に描いた餅になる。

今、教育格差、激しいです。生まれる家庭によってその子の人生が決まりかねないような状況になっていますし、雇用格差、非正規と正社員、これだけ大きな格差がある国はほとんどありません。そして、男女賃金格差や処遇格差も相当な大きいものが日本はあります。

ですから、こういうような格差を是正して、生まれる家庭によってその子の人生が決まらない、つまり、どんな環境にあっても一人一人の持ち味がちゃんと生きる社会をつくるというのが、私は、人から始まる日本再生、人から始まる経済再生だと思っているんですね。

同調圧力が強過ぎるので声を上げにくい、そういう状況が非常に強過ぎるので、創意工夫が花開いていないと思うんですよ。そういう意味では、人への投資、人に着目するということも是非注力していただきたいと思います。

そこで、まず、国家の礎について質問をさせていただきたいと思います。

私は、国家の礎という意味では、二つの保障があると思うんですね。一つは安全保障、もう一つは生活保障というものがあると思います。社会保障と言ってもいいかもしれません。その二つの保障、どちらかでも綻びが出てくると、国がかたついてくる、国力が衰えると私は思っているんですね。

安全保障については多くの国会議員が関心を持って取り組んでいるんですが、生活保障の方は、すごく関心がないんですよ、特に自民党、関心がないというふうに私は感じるんですね。

これは、私が大臣をさせていただいたときに、高市さんが委員として、相当生活保護に厳しい形で追及を受けました。不正受給は、これは犯罪ですからね、これは私も、大臣のとき、民主党政権のときに、徹底的に取り締まるように厳しくしました。しかし、適切に受ける権利まで奪うということは、これはあってはならないわけなんですね。

そういう意味では、国の礎である生活保障の根幹、生活保護、これについて、今年の六月、最高裁が、判決が出たんですね。これは前代未聞の判決です。つまり、生活保護を下げるという判断、行政処分をしたんですが、これが生活保護法違反、法律違反であるという確定判決が出たわけですよ。処分は取消しになったわけですね。

私は、ちょっと信じられないのは、政府は謝罪をしていただきたいと思うんですが、これはまだ謝罪されておられないようなんですが、ここでちょっと謝罪を、是非、高市総理、していただきたいと思うんです。

○高市内閣総理大臣　御指摘の最高裁判決において、厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったと指摘されて、違法と判断されたことについては、深く反省し、おわびを申し上げます。

○長妻委員　それは、政府の、今、謝罪というふ

うに受け取ってよろしいんでしょうか。

○高市内閣総理大臣　少なくとも、内閣総理大臣である私の反省でございます。

厚生労働省において専門委員会を設置して、判決の趣旨や内容を踏まえた対応の在り方については検討を進めているということを承知しております。

ただ、内閣総理大臣である私が深く反省しているというのは、おわびでございます。

○長妻委員　おわびという言葉は初めて出たんですね。これは当然のことだというふうに思います。

そして、これは、お金をもちろん返す。つまり、下げるという処分が違法だ、処分取消しになったのでお金をお返しする、これは今検討中ということなんですかね。基本的には、最終的にはお金をお返しするということでよろしいんでしょうか。

○高市内閣総理大臣　最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方については、今申し上げましたとおり、専門委員会で検討が精力的に進められております。この専門委員会の審議の結果を踏まえて適切に対応するということになります。

○長妻委員　時間もないので、大臣は結構でございます。

少し進歩したと思います。おわびというのが今までなかったんですね。

高市総理、総裁選のときに、原告団のアンケートに答えた総裁候補は高市総裁だけだったということで、期待をしておりますので、きちっとした対応を是非していただきたいということをお願い申し上げます。

そして、次に、戦後八十年ということで、節目の年が、もう十一月ですか、暮れようとしているわけでございますけれども、そういう意味では少し、教訓、総括というのが日本はまだなされていないので、その質疑をしたいと思っているんですが。

高市総理としては、さきの一連の昭和の戦争というのは、日本が植民地支配と侵略をした、こういうふうにお考えでしょうか。

○高市内閣総理大臣　これまでの政府見解のとおり、それを踏襲いたしております。

○長妻委員　ということは、どういうことですか。

○高市内閣総理大臣　現在の状況とは違います。当時の国際法の中で、ウォー・オブ・アグレッションに当たったかどうか、つまり侵攻ですね、パリ平和条約で侵攻に当たるということになるかどうかというのはそれぞれの国が判断するといった留保がついておりますけれども、これまで、それを侵略とし、そして植民地支配とし、日本は度々謝罪の意を表しておりますので、その考え方を踏襲するものでございます。

○長妻委員　そうすると、これはちょっと初めての御答弁だと思うんですが、今まで高市総理、総理になる前ですけれども、首相になれば、新たな歴史見解を発表して、村山談話を無効にするというふうにおっしゃっておられたんですが、ということは、この村山談話については、これはもう了解する、自分もこの意見であるということなんですかね。

村山談話の肝のところは、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」「ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」というふうにありますが、これは高市総理の意見と同じということでよろしいんですね。

○高市内閣総理大臣　これまでの内閣総理大臣談話を含めて、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、これからも引き継いでいくということでございます。

○長妻委員　是非、肝に銘じて、二度と国策の誤りを犯さないようにというふうにお願いを申し上げます。安倍談話でも、「進むべき針路を誤り、」というふうに言っておりますので。

そして、もう一つ、私、非常に今気になることがございまして、配付資料にも要望書がついておりますけれども、質問レクも受けられたと思いますが、今、韓国と中国の研究所とかが、大学が、日本の民間などが持っている戦争の資料、これを結構集められておられるんですよ。その背景には、日本の民間にある博物館、戦争の資料のものが、高齢化によってどんどん閉館になって、それをもう預かるところがないので、捨てちゃうか、中国や韓国が欲しいということで差し上げるか。

つまり、どういうことかというと、日本には幾つかあるんですけれどもね、しょうけい館とか昭和館とか国会図書館とか。ただ、そこはもうスペースもいっぱいだし、例えば、政府の公式資料だ

けは預かるけれども、特攻隊の方の貴重な手紙とか軍刀とか、そういうものは預からない、民間のものは、そういうような扱いなんです。

私も、シベリア抑留の補償については、戦後初めて民主党政権で補償法案を成立させて、補償しました。その関係で、貴重なシベリア抑留の資料がいっぱいあったんですが、どこも預かるところがない、もうスペースがないし、こういう資料を預かれないということで、たなざらしになっているわけです。それを中国や韓国がどんどん持っていっているわけですね。

私が聞いた大学の先生は、貴重な資料をずっと研究で集めておられて、退官するときに、大学はもうスペースがないから預かれない、もう粗大ごみで全部捨てちゃおうかと思ったときに、韓国の大学が、うちが預かるということになっているわけですね。

だから、是非、これはオークションも御存じだと思いますが、どんどん日本の貴重なものがオークションに出て、そして中国や韓国が買っているということもあるわけですね。

ですから、こういうようなことは、ほかの国では戦争博物館というものがちゃんとあるわけで、日本も是非、国立の、政府が造る、今細かいのが幾つか、三つぐらいありますけれども、それを統合しても結構ですので、こういう民間の貴重な資料をちゃんと集める、そういうものを、戦後八十年の節目、前向きに検討するという御答弁をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○高市内閣総理大臣　今委員がおっしゃったような戦争関係資料というのは、戦中当時の状況を伝えるための資料で、戦争の記憶の継承のためにも非常に重要なものだと考えております。

政府として、さきの大戦における戦没者御遺族の経験した戦中戦後の国民生活上の労苦を伝えるしょうけい館、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を伝える平和祈念展示資料館において、それぞれの目的に関する資料の寄贈を受け付けています。館で所蔵しておらず、活用が可能な資料については、今後も積極的に寄贈をお受けしてまいりたいと思っております。

三館それぞれ別の目的で設立されて、目的に関連した資料を収集して、資料の性質に合わせて適切な保管、展示を行っていますので、三館で適切な連携を図りながら運営してまいりたいと存じます。

○長妻委員　いや、ですから、それができていないから、今こういう状況になっている。

ある研究者の方は、中国と韓国に行って資料を見せてもらうということは、ちょっとなかなかきついなとおっしゃっておられるし、保阪正康さん、著名な研究家も、自分の集めた資料を一体どこが預かるのか、国立のそういうものがないと困るとおっしゃっておられるわけで、多分、政府に上がってくるものはちゃんとやっていますということだと思うんですよ。ところが、実態はそうじゃないので、高市大臣、漏れているところがいっぱいありますから、断っているケースもいっぱいありますので、是非前向きに、調査をして必要があればそういうものを拡充をするというような御答弁を是非いただきたいんです、この場で。

厚労省は一組織はありますけれども、政府全体、内閣府に私は造った方がいいと思う。

○高市内閣総理大臣　これは、長妻議員御本人が昭和館に持ち込んだ資料を収納庫がいっぱいということで断られたということでございましょうか。ちょっとその事実は私どもでは確認できておりません。

○長妻委員　そんなことは言っていません。

この二ページ目、配付資料にございますが、私が持ち込んだということではありません。シベリア抑留の関係者の方々が、いろいろな自分たちが集めた資料を国がやっているようなところに持ち込んでもなかなか預かってくれない、そういうようなことをおっしゃっておられるわけで、この二ページ目を御覧いただきますと、こういう先生方が、中国の研究機関、韓国の研究機関などに移管されている、だからそういうものを造ってくれということで、この前、石破首相にもお願いしているんですね、せっぱ詰まって。

ですから、高市大臣、是非実態を、中を見ていただいて、必要があれば拡充する、そして新たな施設を造るようなことも検討するということでちょっと答弁いただきたいんです。まず、総理、答弁してください。

○高市内閣総理大臣　ちょっとその事実は確認できなかったんですが、厚生労働省に答弁をさせてよろしいでしょうか。若しくは、しっかりと、まずは調べさせます。実際に収納スペースがあるの

かないのか、実際にお断りをしているのかどうか。貴重な資料でございますので、これをちゃんと保管できるような環境をつくるために、まず調べさせてください。

○長妻委員　分かりました。まず、手順を踏んで調べていただいて、そして、こういう研究者にも話を聞いて、相当深刻です、これは。いろいろな研究を中国などはしていますので、さきの日中戦争などでですね。是非お願いをします。

　そして、もう一つは、斎藤隆夫代議士の戦前の反軍演説、御存じだと思うんですけれども、その議事録復活ということで、石破内閣で少し前に進んだわけでございます。この議場にも斎藤隆夫の地元の議員もおられると思いますけれども。

　これは今、高市内閣になってその議事録復活が止まっているんですけれども、是非、自民党総裁として、議事録復活の議論、前向きに進めるというふうにおっしゃっていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○高市内閣総理大臣　自民党総裁としてということなんですが、立法府における議事録の扱いについては、ちょっと内閣総理大臣としてコメントすることは差し控えさせてください。

　政府としては、悲惨な戦争の教訓を風化させず、世界の平和と繁栄に貢献していくという決意には変わりはございません。また、我が国の戦争の歴史というのは、こうした戦争への反省を行動で示してきていると考えております。

○長妻委員　これは議長の下に設置されている議会制度協議会というところが所掌らしいんですけれども、ちょっと自民党の方が預かっている段階なので、是非、総裁として前向きな御答弁というのはできませんか。

○高市内閣総理大臣　ちょっと、自民党の誰が預かっているのか、まだ私は報告を受けておりません。大変申し訳ございません。

○長妻委員　じゃ、高市総裁が止めているということではないというふうに理解しましたので、そうしたら、是非確認をして、そのまま、前の流れをそのまま進めるというようなことで是非お願いします。

　そして、もう一点気になるのが、この前、代表質問で高市総理もおっしゃいましたけれども、防衛国債。未定とはおっしゃいましたけれども、例えば報道などでは、高市首相が防衛国債に含みというような報道もありました。これは、新しい財源調達について前向きに考えるというところを受けたのかもしれませんけれども、防衛国債というのを認めるということは私はあってはならないと思います。

　戦後八十年、反省ということで、これは政府のポスター、戦中、戦前のポスターですけれども、「胸に愛国　手に国債」、支那事変国債ですね。これが、だだだというのがあるわけですが、「勝利だ　戦費だ　国債だ」ということで、大東亜戦争国債、大蔵省とかですね。そして、「一億が債券買って総進軍」ということ。こういうような、支那事変国債ということであるわけです。

　結局、防衛費については赤字国債は認められないというようなことが、建設国債も認められないということが昭和二十二年に決まって、当時の大蔵省の答弁というか話では、その狙いは、財政を通じて戦争危険の防止を狙いとしている規定だ、公債のないところに戦争はないと断言し得るということで、そういう教訓に基づいて、借金で防衛費はしないというようなことが決まったわけであります。

　ただ、二〇二三年度予算から、初めて戦後、建設国債に防衛費を入れるようになっちゃったんですね。ただ、ほんの一部なんですけれども。ただ、防衛国債というのを大々的に認めるということは私は決してあってはならないと思うんですが、まさかこれはやらないでしょうね。

○高市内閣総理大臣　防衛国債という名前にすると申し上げているわけではございません。

　過去に安倍晋三総理も、防衛費というのは、それは消耗するというものではなくて、祖国を子孫に残すための投資、大切な費用であるということをおっしゃっていました。

　私自身が、国防ですとか、それからやはり危機管理投資ということを申し上げていますけれども、未来にちゃんと安全な国を残す、そして成長する国を残す、そのための新たな財源調達の手法というものを考えているというのは事実でございます。ただ、防衛国債をつくるということは申し上げておりません。

　それから、財政法第四条ですが、あくまでも健全財政のための財政処理の原則を規定したものでございます。戦争危険の防止そのものがこの第四条の立法趣旨ではございません。

○長妻委員　ただ、その立法をつかさどった当時の大蔵省主計局の課長がそういうふうにおっしゃっておられますし、大蔵次官の小村さんも、財政法の健全財政主義の原則は、戦前の軍事費調達のための巨額の公債発行の反省が一つの契機であった、こういうふうにもおっしゃっておられるので、その歴史の教訓を是非踏まえた判断をしていただきたいと思います。

次に、労働法制についてお伺いしますけれども、少し私が気になりましたのは、高市総理が代表質問の答弁で、残業代が減ったことで、生活費を稼ぐために無理をして慣れない副業をし、健康を損ねる方が出ることも心配しているとおっしゃったんですが、ちょっとこれは誤解があるのかなと思うんですね。

今の労働法制の労働時間の上限でいうと、本人一人に対して、複数の会社で働いていても、それを合算して上限がかかるわけです。一つの会社でその方の上限、例えば、一か月百時間未満、複数月平均八十時間以内、これを超えたときに、ほかの会社へ行けばそれよりもっと働けるよということではないんですね。トータルで足し算して、一人の労働者が三つで働いていても二つで働いていてもということなので、これはちょっと誤解だということを申し上げた上で、安倍元総理が、労働法制は岩盤規制だ、こういうふうにおっしゃっておられて、私は岩盤を打ち破る、私のドリルからは無傷でいられませんということで、労働法制をどんどん緩めると。それが日本にとってプラスだという趣旨と私は受け取ったんですが、私はこれは間違っていると思うんですね。労働法制というのは、立場の異なる経営者、労働者、力関係が圧倒的に弱い労働者を守るためにこういう規制がきちっとかかっているということで、緩めれば緩めるほど働く人に不利になるというふうに思います。

そういう意味では、高市総理は、労働法制は岩盤規制だ、これはくみしないというふうにおっしゃっていただきたいと思うんですが。

○高市内閣総理大臣　先ほどの御指摘ですけれども、副業を行う労働者の労働時間管理については、企業は、自らの事業所における労働時間と労働者からの自己申告によって把握した他の企業における労働時間を通算して時間外労働の上限規制の範囲内となるように労働時間を管理する必要があるというのは事実なんですが、必ずしも適切に自己申告されておらず、本業先に副業していることを知らせている労働者のうちに実際に労働時間を申告している労働者が約二五％ということです。

だから、やはり私は、生活費を稼ぐために本業と異なる慣れない仕事で健康を損ねる、そして、申告をしておられない方が多いということをとても心配をしております。会社によっては時間外労働を上限規制以下の一定の水準で抑制しております。その結果、更に生活費を稼ぐために、本業先に伝えずに副業を行う方もおられると考えています。

そういうことも考えながら、私自身は、あくまでも健康第一、そして、やはり本人の選択、これを前提にして、労働時間については一度検討してほしいということを申し上げております。私自身も、過労死に至るような残業をよしとはしておりません。

働き方改革関連法の施行から五年以上経過したことを踏まえて、今、厚生労働省の審議会においても議論が行われております。（長妻委員「ですから、労働法制は岩盤規制か」と呼ぶ）労働法制が岩盤規制か。いや、でも、これはやはり、職種がどう増えていくか、技術の変化、そういったことに応じて、労働者の方々のニーズですとか働き方の実態、これをちゃんと見極めて検討を進めていくべきものだと考えております。

○長妻委員　前段の答弁、ちょっと私はおかしいと思うんですよね。

つまり、黙って、申告せずに、本来は把握するということなので、これはもう、それはちゃんと言ってほしいというようなことを、企業も把握すべきというふうに、やはりそういう方向に広報などをしなきゃいけないと思いますし、ちょっとそれが、黙っていればできるから、どんどんそういうふうになる、それを推奨というか、そういう御発言というのは私はよくないというふうに思います。

あるいは、残業の割増し率というのも、先進国に比べて日本は余り高くないんですよ。あとはＩＴ化も遅れていますから、そういういろいろな要因があるので、働く人が一か月百時間、これは過労死ラインですからね、それ以上働くというふうになると、たがを外すと、私は大変なことになると。既にもうそれが上限ですから。さっき、過労死のないというふうにおっしゃいましたけれども、

今がぎりぎりなんです。百でも私は高いというふうには思うんですが、それはそれで今それを実施しているわけですから、是非お考えを改めていただきたいというふうに思います。

そして、次に、政治と金の問題が余り今言われなくなりましたけれども、私は、今、日本の政治の最大の問題の一つがこれだと思うんですね。

どういうことかというと、国民の皆さんが物価高の中、大変な思いをして税金や社会保険料を払っていただいていますが、その金がどうしても、今の日本では、政治のパーティー券がよく売れるところや企業・団体献金がよく集まるところに重点的に使われかねないような、そういう状況になっていると私は本当に思うんです。

逆に、そういうお金をなかなか提供できないようなところ、例えば高額療養医療制度を利用される方々、末期がんとか難病の方々は、なかなかそういう提供ができないところが狙われてしまったり、訪問介護事業所もお給料がどんと下げられて、倒産が過去最多になっている。ここも余りそういうような政治家に対して資金提供はなかなかできません、かつかつでやっていますから。少子化対策についても、なかなかこれまで予算がつかなかった。なかなか金が集まらない。こういう大きな弊害があると思うんですね。どんな立派な政策を打ち出しても、金の力で予算がゆがめられていたら、これは絵に描いた餅になっちゃう。

そこで一点、例えばの例でいうと、私は、特定の企業に税金をおまけする裏技がある、よくない裏技がある、これは租特というもの、租税特別措置だと思っているんです。その中でも研究開発税制というのは、これは政府税調でも、これは追い銭ではないかとか、効果がないということが出ているにもかかわらず、どんどんどんどん減税金額が伸びているわけであります。たった一社で八百億円、ぽんと年間減税になっている企業もあります。しかも、企業名が一切非公開というようなことになっているんですね。

これについて、是非この企業名を公表してほしい。公表したら、私は、企業・団体献金とかパーティー券をたくさん購入しているような企業がずらっと並ぶんじゃないかと思うので、いろいろな意味で抑止につながると思います。

この租税特別措置、トータルで法人に対して二兆円を超える毎年毎年減税、穴が空いているわけですね。是非、この企業名の公表というのを前向きに高市大臣に御判断いただきたい。ちょっと企業・団体献金を含めて後ろ向きの答弁が多いので、やましいところがなければ、この租特を受けている企業名を公表する。ヨーロッパも公表しています。アメリカも州によっては公表していますので、是非お願いします。

○高市内閣総理大臣　自民党と日本維新の会の連立合意においても、「租税特別措置及び高額補助金について総点検を行い、政策効果の低いものは廃止する。」と盛り込まれておりますので、まず政府として租税特別措置の適正化を進めるよう関係大臣に指示しております。特に片山財務大臣が責任を持って全体を見てくださいます。

この公表なんですけれども、個別企業の租税特別措置の適用状況を開示するということになりますと、企業がどういった分野でどの程度の規模の設備投資を行っているかといった経営戦略上の情報が明らかになり得ることから、こうした情報を国が一方的に明らかにするということは、当該企業に競争上の不利益が及ぶおそれがあります。そうした課題を上回る公益上の必要性があるかどうかといった観点も含めて検討する必要があると考えております。

○長妻委員　これは前向きに検討していただけますかね。ヨーロッパは公表していますよ。

○高市内閣総理大臣　租特の適用を受けている個別企業名の公表について、網羅的に他国の例を確認できているわけじゃないですけれども、ＥＵでは加盟国に一定額以上の租特の適用がある企業名の公表が義務づけられていて、アメリカでは州政府から一定の税優遇を受けている企業名を公表しているということも承知をしております。

ただ、やはり、公益上の必要性があるかどうか、先ほど申し上げたような、競争上の不利益を生じかねないという、そういった課題を上回る公益上の必要性があるかどうかということはちゃんと考えなきゃいけないと思っております。

その上で、租特の見直し、これについては、場合によっては廃止ということも合意書に入っておりますので、その中で検討をさせていただきます。

○長妻委員　今、井坂委員がここにおられますが、井坂委員が今年質問した答弁を聞いて、私はびっくりしたんですね。研究開発税制、研究費を、企業の研究開発費を増やしてもらう、そういう企業

に減税するというような趣旨ということなんですが、経産省の答弁では、政府全体としても、さっぱり増えたか減ったか分からない、減税を受けている企業が増えたのか減ったのか一切把握していないということなんですよ。全然効果とか検証せずに、どんどんどんどん増額して続いているわけですね。

補助金は、民主党政権のときに、補助金を受けている企業名は、非公表だったんですが、我々が頑張って公開しました。全部企業名を公表しています。ただ、租特については時間切れで公表できなかったんですが。

是非、企業名と減税額だけでいいんですよ、中身の秘密なんか別に知る必要はないですから。私は、そういうふうに公表したら、企業・団体献金とか、パーティー券の購入をたくさんしている企業がずらっと並ぶと思うんですよ。国民の皆さんは分かると思うんですよ。これが金にゆがめられる政治なんだということで、企業・団体献金禁止という機運が私は盛り上がると思いますので、是非、高市大臣、よろしくお願いをいたします。

そして、最後に、これは私もまたびっくりしたわけですが、今、大学病院が赤字で本当に大変な思いをされています。私も、複数の大学病院から聞いて、ちょっと信じられない思いなんですが、赤字を埋めるために、中国まで行って、中国人の富裕層を勧誘して営業しているというんですね。どんどん大学に呼んでいる。大学病院の病室を改造して豪華個室をつくって、中国人の富裕層に来ていただいて、何とか経営にプラスになろうと。自由診療ですから、お金は取れるわけなので。

そういうようなことで、私も何人かお伺いしましたけれども、本当は、土日も忙しくみんな働いているので、それに上乗せする仕事だからなかなかきついんだ、こういうふうにおっしゃっておられるわけです。ですから、こういうことを大学病院に赤字を埋めるためにさせるということはいかがなものかなと。

しかも、例えばダビンチとかヒノトリとか、術後が非常にいい先端医療、それを使った手術をすると術後がいいんですね。ただ、それをやればやるほど赤字が重なっていくわけです。積み重なっていく。だから、中国の富裕層にはそういう最新の設備で手術するけれども、日本人の患者さんには従来型の手術、そっちの方が利益は出るので、それになっているというようなこともおっしゃっておられて、これは大丈夫なのかなということなんです。

これは高市内閣の判断で調査していただいたんですね、短期間でありましたけれども。ちょっとそれを発表していただければと思うんですが。

○松本（洋）国務大臣　お答えをいたします。

おっしゃるとおり、現実の問題といたしまして、各大学病院におきましては、物価や光熱費、人件費の上昇などによりまして、大変厳しい経営環境になっております。

令和四年度までは、全大学病院の収支状況を見てみますと、赤字にはなっていない、全体の八十一病院の合計でなっていなかったわけでありますけれども、令和五年そして令和六年度と赤字が膨らみまして、現在、五百八億円となっているところであります。

委員からもいろいろと御質問、御指摘を受けまして、文部科学省として、都内大学病院、十三大学病院に調査をいたしまして、八つの病院から回答を得たところであります。これによりますと、令和六年度の自由診療による外国籍患者数は、ある病院では六名、そして最大約五百五十名となっているところであります。

その理由についても聞いているわけでありますけれども、外国人患者を受け入れる目的は、国際的な病院の信頼性向上を含め様々ありますが、実際に、その実施理由の中に、厳しい病院経営を踏まえ、病院の収入を増加させるためということが述べられていることも調査の結果明らかになっておりまして、やむを得ず自由診療の外国人患者を受け入れるということであれば、それは本来あるべき姿ではないというふうに考えております。

このため、次期診療報酬改定におきましては、大学病院を始め高度急性期を担う病院への適切な評価が必要と考えており、厚生労働省とも連携を図ってまいります。

また、大学病院は、診療だけではなくて、医師の養成や新たな医療の研究開発を行う場でもあります。これらの維持強化は大変重要と考えておりまして、今回の経済対策、補正予算においても必要な支援が行えるよう取り組んでまいります。

○長妻委員　これは配付資料にしておりますけれども、A大学は五百五十四人受け入れている、B大学は四百八十人、C大学は二百四十人、D大学

は五十五人、E大学は六人。第一位はやはり中国の方ですね、富裕層。

やはり聞きますと、先ほど申し上げたように、中国に行って営業しても、以前は来てくれたんだけれども、今はほかの国との争奪戦が激しいのでほかの国に取られてしまう。そういう過重労働をせざるを得ないような形で、今、大学病院はそういう状態になっておりますので、非常に本末転倒のことが起こっていますので、是非、高市大臣も、私も医療の無駄はあると思います、そこはきちっと削ることは必要ですけれども、増やすところはちゃんと増やす、めり張りをつけていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。